

令和4年9月30日決定

令和4年9月30日適用

## 新型コロナウイルス感染症対策における南九州市職員の行動指針

### 1 職員及び職場の基本的対応方針

- (1) 毎日、出勤前に自宅で次の健康チェックを行うこと。  
(体温測定、呼吸器の症状・倦怠感・嗅覚異常の有無確認)
- (2) 発熱、咳等の風邪症状や息苦しさ（呼吸困難）、だるさ（倦怠感）等の症状が見られるときは、躊躇せず出勤を控え、上司に病状を報告するとともに速やかに医療機関を受診すること。
- (3) 医療機関を受診した場合は、相談日時、医療機関受診日時、診断結果を別紙（第1号様式）により報告すること。

### 2 職場における留意事項

- (1) 事務室等
  - ① 執務中においては、マスクを着用すること。
  - ② 用務で外出先から事務室に戻る際は、手指をハンドソープにより手洗いし、消毒を十分に行うこと。
  - ③ 事務室は可能な場合はサーキュレーターを使用するとともに、一定の間隔で窓や扉を開放するなど十分な換気を行うこと。
- (2) 会議室等
  - ① 会議を開催する場合は、窓を開放するなど特に換気に留意するとともに、広めの会場を準備し、一人ひとりの座席の間隔を確保すること。
  - ② 会議は、説明を要点のみとするなど、開催時間の短縮を工夫するとともに、事前に資料配信し、メールや電話による合議制等による集約方法やインターネットでのウェブ会議も積極的に活用すること。

### 3 職場内の感染者発生に備えた対応

- ① 各所属においては、職員又はその家族に感染者が発生し、相当数の職員が出勤困難となる事態に備え、速やかに南九州市新型コロナウイルス感染症対策業務継続計画（令和2年4月策定）に基づく非常時優先業務の点検、見直しを行うこと。
- ② その上で、職場の感染状況等に応じて、所属長の判断により速やかに非常時優先業務の実施体制に移行すること。
- ③ 実施に当たっては、在宅勤務（テレワーク）が業務継続の観点からも有効な手段であることを踏まえ、優先度の高い業務について、可能な限り在宅勤務（テレワーク）を活用すること。

### 4 職員の出張の取扱い

- ① 出張する場合は、PCR等検査の活用や、「うつさない」「うつらない」行動をとること。

## 5 勤務時間外の留意事項

集団感染を招きやすい密閉、密集、密接が重なる場を徹底して避けるなど、感染予防を意識して行動し、感染拡大地域との不要不急の往来は自粛するとともに、不要不急でない場合も慎重に対応すること。

会食については、次の点に配慮し、感染のリスク低減に努めること。

・同一グループの同一テーブルでの飲食は4人以下とすること。ただし、県が認証した第三者認証店においてはこの限りではない。

・県のステッカーを取得し、掲示しているなど、感染防止対策を徹底している店舗を選び、店舗の取組に協力する

・会話時はマスクを着用し、食べながらの会話は控え、大声で話をしない（黙食・静食に努める）

・箸やコップを使い回さない

・体調の悪い人は参加しない など

旅行については、なるべく少人数で、「新しい旅のエチケット」を守って感染防止対策を徹底し、PCR等検査の活用や、「うつさない」「うつらない」行動をとること。

## 6 週休日等の留意事項

身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、発熱又は風邪の症状がある場合は外出しないなど、新しい生活様式に基づく行動を行うこと。

南九州市の新型コロナウイルス感染症対策における  
**公共施設の利用の基本方針**

1 公共施設開館の方針

市民が必要とするサービスは、感染のリスクを考慮し、可能な範囲で提供する。  
施設の利用に当たっては、密閉、密集、密接の3密の回避に最大限の配慮を要請しながら施設を開館する。

2 施設開館の基準

- (1) 定期的に換気を行うことが可能で、密閉空間にならない施設であること
- (2) 多数の利用者により密集場所とならない利用形態であること
- (3) 間近で会話や発声をする密接場面とならない利用形態であること

3 利用の可否判断「3密の回避」

- ① 換気の悪い「密閉空間」とならないこと
- ② 多数が集まる「密集場所」とならないこと
- ③ 間近で会話が発生をする「密接場面」とならないこと

具体的事例

- ア ①～③の基準を満たした上で利用可能
  - ・集会機能を定員内で利用
- イ 利用できない場合
  - ・体育館等の利用において大声を発する者の入場が見込まれる大会等を行うとき
  - ・集会施設を利用して感染対策を行わずに飲食を伴う懇親会等を行うとき

※ 1の方針を念頭に、利用者間の距離が1m離れることができれば利用可能であるが、施設の規模や形態及び感染症の発生状況によって、利用の可否の判断を行う。

4 公共施設閉館の方針

市内の公共施設のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため、次の場合は、一定の期間において、一部の公共施設の閉館を検討する。

閉館に当たっては、事前に市民及び利用者への周知に努めるものとする。

- (1) 当該施設の利用を起因とする感染者集団が発生し、施設の消毒作業に相当の時間を要するとき

5 9月30日以降の公共施設利用について

必要に応じ、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が令和4年9月8日付けで決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を参考にすること。

【施設区分ごとの利用緩和の考え方】

施設区分	対応方針
文化会館、地区公民館等	催物（イベント等）は、収容定員の50%（大声あり）・100%（大声なし）以下のもの 会議室の面積に応じ、収容定員の50%（大声あり）・100%（大声なし）以下の人数で、十分な間隔（できるだけ1m）を確保可能な人数で利用する会合等
図書館、図書室	人と人の間隔を十分開ける（できるだけ1m）。四方を開けた座席配置等の工夫をして開館
運動施設	屋内にあっては、収容定員の50%（大声あり）・100%（大声なし）以下の参加人数にすること。屋内・屋外とも人ととの距離を十分に確保できること（できるだけ1m）
公園、宿泊施設等	・密集を避けるよう注意喚起を行ったうえで、利用可等
売店、食堂等	感染防止対策を行ったうえで、利用可 (レジ前の間隔確保、飛沫感染防止、マスク着用、入場制限等)
温泉施設等	更衣室、浴室への入館者を密の発生にならないよう、一定の人数以下に抑制するなどの措置をとることにより、利用可能とする。

※いずれの施設も次の条件を満たす場合に利用可能とする。

- ①「三つの密」の発生が想定されないこと。
- ②大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと。ただし、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン<sup>※1</sup>に沿った適切な感染防止対策を講じていると施設管理者が認める場合を除く。
- ③必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限、誘導、手指の消毒・飛沫防止パーテーション設備の設置、マスク着用、室内換気）が講じられること。

<sup>※1</sup><https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>